

佐賀県特別栽培農産物表示要領

制定 令和4年2月1日
最終改正 令和8年3月12日

(目的)

第1条 この要領は、佐賀県特別栽培農産物表示要綱（以下「要綱」という。）に定める表示制度に係る事務取扱等に関し必要な事項を定めるものとする。

(化学肥料使用量の基準)

第2条 この要領での化学肥料使用量の基準及びその算定は以下のとおりとする。

- (1) 化学肥料の使用量は、栽培期間中に使用した化学肥料の窒素成分の総使用量が別記1に定めた値以下であること。ただし、『化学肥料使用せず』として登録を受ける場合は、窒素以外の成分についても化学肥料の使用はできないこととする。
- (2) 化学肥料の使用量に当たっては、当該肥料の窒素の保証成分量で算定する。
- (3) 有機質肥料と化学肥料を混合したもの（指定配合肥料など）については、化学肥料由来の窒素の保証成分量で算定する。
- (4) 栽培に使用する各種資材は、化学肥料成分の含有量を明確にするため、原材料・製造方法が明らかなものとする。なお、成分などが表示されていない資材を使用する場合は、製造者等から資材の化学肥料成分の含有量や原材料・製造方法等の証明を得るものとする。
- (5) 堆肥に化学肥料を添加した場合は、当該化学肥料由来の窒素の保証成分量も算定する。

(化学合成農薬使用回数の基準)

第3条 この要領での化学合成農薬使用回数の基準及びその算定は以下のとおりとする。なお、化学合成農薬使用回数とは、カウント対象とする化学合成農薬の有効成分数とする。

- (1) 化学合成農薬の使用回数は、栽培期間中に使用したカウント対象とする農薬の有効成分の延べ回数が別記1に定めた値以下であること。
- (2) カウント対象とする農薬は、有機農産物の日本農林規格の別表2に掲げる農薬を除くものとする。
- (3) 展着剤は、カウント対象外とする。

(分類の区分)

第4条 区分は下表のとおりとする。

分類名略号	化学合成農薬や化学肥料の使用の低減割合
A	前作の収穫後から当該農産物の収穫までの期間において、化学合成農薬及び化学肥料を使用しない栽培方法により生産された農産物
B	前作の収穫後から当該農産物の収穫までの期間において、化学合成農薬を使用せず、かつ化学肥料の使用量が当該地域の同作期において慣行的に行われている使用量（窒素成分）の5割以下で生産された農産物
C	前作の収穫後から当該農産物の収穫までの期間において、化学肥料を使用せず、かつ化学合成農薬の使用回数が当該地域の同作期において慣行的に行われている使用回数の5割以下で生産された農産物
D	前作の収穫後から当該農産物の収穫までの期間において、化学合成農薬の使用回数及び化学肥料の使用量が当該地域の同作期において慣行的に行われている使用回数及び使用量（窒素成分）の5割以下で生産された農産物

(申請者の要件)

第5条 申請者の要件は、次のとおりとする。

1 登録を受けようとする生産者の要件

- (1) 佐賀県内に居住する農業者若しくは農業者で組織する者で、作付面積は穀類が10アール以上、その他作物が5アール以上であること。
- (2) 登録を受けようとする作物を栽培するほ場は、原則として佐賀県内に所在するものとする。ただし、下記の全ての要件等を満たしている場合はこの限りではない。
 - ・佐賀県に隣接する市町に所在するほ場であること
 - ・県内の登録を受けようとする農産物のほ場と同一品目の農産物が同一の栽培基準で生産されていること。
 - ・県内の登録を受けようとする農産物と一体的に収穫、集出荷等が行われること。

2 登録を受けようとするとう精又は製茶を行う者の要件

とう精・製茶を行う者は、登録を受けた玄米又は荒茶を県内の施設で、とう精又は製茶し袋詰めを行うものとする。ただし、とう精については、県外の施設でとう精を行う者も登録ができるものとする。

(登録生産者等の責務)

第6条 登録生産者及び登録を受けたとう精または製茶を行う者の責務は、次のとおりとする。

登録生産者の責務

- (1) 家畜排泄物や稲わら、麦わらなどの有機物の有効活用による土づくりを行い、当該ほ場の生産力の維持・増進を図ること。
- (2) 肥料及び土壌改良資材は、土壌診断に基づき適正量を使用するよう努めること。
- (3) 農薬を使用する場合は、農薬取締法に基づく使用基準を遵守するとともに、県が作成した「佐

「佐賀県病害虫総合防除計画」及び「佐賀県施肥・雑草防除のてびき」を参考に、より安全な普通物（毒物・劇物に該当しないもの）の使用に努めること。

登録生産者及び登録を受けたとう精又は製茶を行う者の責務

- (1) 佐賀県特別栽培農産物の安全性と信頼性を確保するため、国際水準GAPの導入等により関係法令を遵守するとともに、適切な生産工程管理の実施に努めること。
 - (2) 生産、とう精、製茶に関する情報を消費者や流通業者に積極的に提供し、相互の理解と信頼の向上に努めること。
 - (3) 特別栽培農産物の適正な栽培、乾燥調製、出荷、販売及び品質管理に努めるとともに、これらの記録を生産年から起算して3年間保管すること。
 - (4) 消費者、取引業者等に対して誤解を与えないよう生産情報の表示及び表示マークの使用を適正に行なうこと。
 - (5) 特別栽培農産物の生産及び出荷に関する情報を公表するよう努めるものとし、消費者、取引業者等からの照会に対して説明責任を果たすこと。
 - (6) 知事が求める報告・調査について、協力すること。
- 2 表示マークを用いず販売する場合はガイドラインに基づく適正な表示を行うものとする。
 - 3 佐賀県特別栽培農産物の流通・販売過程において、表示等に係る問題が生じた場合は、登録生産者及び登録を受けたとう精又は製茶を行う者がその責を負うものとする。

（栽培責任者の要件）

第7条 登録申請又は登録の変更までに県が開催する講習会を受講し、修了した者。

ただし、栽培責任者は登録生産者が兼ねることができる。

なお、有効期間終了に伴い、再度、登録生産者が登録を希望し栽培責任者に変更がない場合においては、登録申請までに県が開催する講習会の受講に努めるものとする。

（栽培責任者の責務）

第8条 栽培責任者の責務は、次のとおりとし、登録生産者が適切な生産及び出荷を行うよう栽培管理又はその指導を行うものとする。

- (1) 生産ほ場に次の事項を記載した看板を設置すること
 - ・佐賀県特別栽培農産物の生産ほ場であること
 - ・生産ほ場の所在地及び栽培面積
 - ・作物名及び作型（米・麦・大豆にあつては品種名も記入）
 - ・栽培責任者の氏名
- (2) 登録申請までに、栽培管理計画を別紙1により作成し、確認責任者に確認を受けること。

なお、永年性作物については、前作の収穫がすべて終了する1ヶ月前までに確認責任者に栽培計画の確認を受けること。
- (3) 栽培管理記録を別紙1により作成し、収穫終了後速やかに確認責任者に提出すること。
- (4) 出荷記録を別紙9により作成し、一定期間ごとに取りまとめて確認責任者に提出すること。
- (5) 講習会を受講する等により、特別栽培農産物表示制度の理解に努めること。

(確認責任者の要件)

第9条 登録申請又は登録の変更までに県が開催する講習会を受講し、修了した者。

なお、確認責任者は栽培責任者を兼ねることはできないこととし、原則として、栽培責任者と同一生計の者でないこと。

また、有効期間終了に伴い、再度、登録生産者が登録を希望し確認責任者に変更がない場合においては、登録申請までに県が開催する講習会の受講に努めるものとする。

(確認責任者の責務)

第10条 確認責任者の責務は、以下を実施することにより、栽培責任者による栽培管理又はその指導が適切に行われていることを確認するものとする。

- (1) 栽培計画の提出を受けたときは、その内容が基準を満たしているか確認すること。なお、記載の不備等を認めた場合は改善指導を行うこと。
- (2) 登録を受けた特別栽培農産物の栽培中に少なくとも1回以上生産ほ場に赴き、ほ場の状況、栽培管理記録の調査を行い、なお、記載の不備等を認めた場合は改善指導を行うこと。
- (3) 収穫前に、栽培管理記録を確認し、基準を満たしている場合は登録生産者に対し表示シールの使用を認めること。
- (4) 収穫終了後に栽培管理記録及び出荷・販売中に出荷記録の提出を受けた時、化学肥料等の内容が特別栽培農産物の基準を満たしていることを確認し、記載の不備等を認めた場合は改善指導を行うこと。
- (5) 栽培計画、栽培管理記録、出荷記録を受領後3年間保管すること。
- (6) 講習会を受講する等により、特別栽培農産物表示制度の理解に努めること。

(精米(製茶)責任者の要件)

第11条 登録申請又は登録の変更までに県が開催する講習会を受講し、修了した者。

ただし、県外のとう精者においては、本制度を十分に理解したと判断できる者。

なお、栽培責任者は申請者が兼ねることができる。

また、有効期間終了に伴い、再度、登録者が登録を希望し精米(製茶)責任者に変更がない場合においては、登録申請までに県が開催する講習会の受講に努めるものとする。

(精米(製茶)責任者の責務)

第12条 精米(製茶)責任者の責務は、次のとおりとする。

- (1) 登録申請までに、とう精(製茶)計画を別紙3号(4号)により作成し、精米(製茶)確認者に確認を受けること。
- (2) 特別栽培米受払台帳(別紙6)を備え付け、特別栽培米の受払いを明確に記録すること。
- (3) 精米(製茶)確認者によりとう精等が適正に行われていることを確認された後、台帳の写しを精米(製茶)確認者に提出すること。
- (4) 表示マークの適正な管理を実施すること。
- (5) 講習会を受講する等により、特別栽培農産物表示制度の理解に努めること。

(精米(製茶) 確認者の要件)

第13条 登録申請又は、登録の変更までに県が開催する講習会を受講し、修了した者。

ただし、県外のとう精者においては、本制度を十分に理解したと判断できる者。

なお、精米(製茶) 確認者は精米(製茶) 責任者を兼ねることはできないこととし、原則として、精米(製茶) 責任者と同一生計の者でないこと。

また、有効期間終了に伴い、再度、登録者が登録を希望し精米(製茶) 確認者に変更がない場合においては、登録申請までに県が開催する講習会の受講に努めるものとする。

(精米(製茶) 確認者の責務)

第14条 精米(製茶) 確認者の責務は、次のとおりとする。

- (1) 特別栽培米(茶)のとう精(製茶)等が行われている期間中は原則として月1回以上とう精(製茶) 施設等に赴き、一定の期間における原料玄米(荒茶)の入荷量、とう精(製茶)等によって得られた精米(仕上茶)等の数量、とう精(製茶)等に伴う欠減量等を台帳及び表示票等の調査することにより、袋詰精米(仕上げ茶)等に付された表示と内容の一致を確認すること。確認の結果、記載の不備等を認めた場合は改善指導を行うこと。
- (2) とう精・製茶開始前に、とう精(製茶) 施設にて、とう精又は製茶の製造工程等が適切であることを確認した場合は、登録を受けたとう精又は製茶を行う者に対し表示マークの使用を認めること。また、出荷・販売中に、当該マークの使用の記録等、適正な管理が行われているか随時、確認を行うこと。
- (3) 精米(製茶) 責任者より受領した台帳の写しを3年間保管すること。

(表示対象品目)

第15条 要綱第3条で規定する表示の対象は、別表1に定める品目とする。

(登録申請)

第16条 要綱第4条で規定する期日は、当該農産物の作付1か月前まで、また、永年性作物にあつては、前作の収穫がすべて終了する1ヶ月前までとし、様式第1号の登録申請書を、当該申請者が居住する地域を所管する農業振興センター農業企画課に提出するものとする。ただし、県外でとう精する者については農業経営課に提出するものとする。

なお、受付期間は次のとおりとする。

- (1) 4月1日～4月30日
- (2) 5月1日～5月31日
- (3) 7月1日～7月31日
- (4) 10月1日～10月31日
- (5) 2月1日～2月末日

(登録事項)

第17条 前条に基づき申請された内容が適当であると判断され、登録が行われた場合には、地域農業振興センター農業企画課又は農業経営課から様式第7号（とう精・製茶にあっては様式第8号）の登録通知書を申請者へ送付するものとする。

また、要綱第6条に規定する、県のホームページに記載する事項は、申請者の氏名、居住市町、連絡先、栽培責任者、確認責任者、精米（製茶）確認者の氏名とする。なお、その他の登録事項について公開請求があったときは、県が公開請求者に対し情報を公開するものとする。

(登録の変更)

第18条 要綱第8条に基づく登録の変更は、次のいずれかを変更する場合とし、様式第5号により原則として提出期限までに当該申請者が居住する地域を所管する地域農業振興センター農業企画課へ届け出るものとする。ただし、県外でとう精する者については農業経営課に提出するものとする。

項目	提出期限
栽培責任者	変更後、速やかに届出
確認責任者	
ほ場に関する情報 (面積、場所など)	原則として、作付前まで
特別栽培区分	収穫前の確認責任者による確認を受けるまで
精米（製茶）責任者	変更後、速やかに届出
精米（製茶）確認者	
マーク等の使用数	出荷（とう精・製茶）終了まで

(登録の取り下げ)

第19条 要綱第9条に関わらず、次に掲げる事態が生じた場合は、様式第4号（とう精製茶は様式第6号）により、速やかに当該申請者が居住する地域を所管する地域農業振興センター長（県外とう精にあっては農業経営課長）を經由して、知事に対し登録の全部又は一部取り下げを届け出なければならない。

- (1) 要綱第8条第2項の規定により認められない変更が生じた場合。
- (2) 登録の要件に該当しなくなった場合。
- (3) 栽培を中止する場合。

2 前項第2号及び第3号により、登録の一部取り下げを届出た場合であっても、登録期間内であれば、再申請を行うことなく、当該取り下げを届出た作以降の栽培については特別栽培を再開できる。

(残留農薬の分析の実施)

第20条 要綱第12条第2項に規定する残留農薬の分析に必要な農産物の採取は、当該申請者が居住する地域を所管する地域農業振興センター長（県外とう精にあつては農業経営課長）が関係機関の協力を得て行うものとする。

（登録の取消）

第21条 要綱第13条第1項に規定する登録生産者の責務を遵守していないと認めるときとは、次の各号をいう。

- (1) 要綱第7条の登録の要件を満たさないことが判明したとき。
- (2) 申請若しくは登録に係る虚偽又は不正が判明したとき。

（実績報告）

第22条 要綱第14条第1項及び第2の実績報告は、生産に係る実績報告については別紙1の栽培管理実績書を収穫終了後30日以内に確認責任者に対し、提出することとする。また、確認を受けた実績書を確認責任者から受領後、その写しを当該申請者が居住する地域を所管する地域農業振興センター農業企画課へ提出することとする。

精米及び仕上げ茶に係る実績報告については、別紙3又は別紙4のとう精（製茶）実績書により、出荷、販売終了後30日以内に精米（製茶）確認者に対し、提出することとする。また、確認を受けた実績書を精米（製茶）確認者から受領後、その写しを農業振興センター農業企画課（県外とう精については農業経営課）へ提出することとする。

なお、受払台帳を別紙6により作成している場合は、その写しの提出を実績報告に代えることができるものとする。

2 要綱第14条第3項の出荷、販売に係る実績報告は、別紙9より、出荷販売終了後30日以内に確認責任者に対し、提出を行うものとする。

（書類等の保管）

第23条 申請者は、登録に係る文書及び記録等の関係書類を、登録された農産物の出荷終了日から3年間保管しなければならない。

附 則

（実施期日）

- 1 この要領は、令和4年2月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 3 この要領は、令和4年6月1日から施行する。
- 4 この要領は、令和7年2月27日から施行する。
- 5 この要領は、令和8年3月12日から施行する。

佐賀県特別栽培農産物表示制度に係る化学合成農薬使用回数及び化学肥料使用量の基準

【基準の利用に当たっての基本的事項】

1 施肥関係

- (1) 化学肥料の使用量は、栽培期間中に使用した化学肥料の窒素成分の総使用量が基準値以下であること。ただし、『化学肥料使用せず』として登録を受ける場合は、窒素以外の成分についても化学肥料の使用はできない。なお、この基準において、栽培期間中とは下記のとおりとする。
 - 1) 一年生作物の場合：前作の収穫後から、当該作の収穫・調製までとし、ほ場管理、種子調製、育苗の期間を含む。ただし、いちごは、ランナーを切り離した時点から育苗の開始とする。
 - 2) 永年生作物の場合：前年の収穫後から当該年の収穫・調製までの期間とする。ただし、年間複数の収穫機会がある茶については、前年の最終収穫後から当該年の最終収穫・調製までの期間とする。
- (2) 化学肥料の使用量の計算に当たっては、当該肥料の窒素保証成分量で算定する。
- (3) 有機質肥料と化学肥料を混合したもの（有機配合肥料など）については、化学肥料由来の窒素保証成分量で算定する。
- (4) 栽培に使用する各種資材は、化学肥料成分の含有量を明確にするため、原材料・製造方法が明らかなものに限るものとする。なお、成分などが表示されていない資材を使用する場合は、製造者等から資材の化学肥料成分の含有量や原材料・製造方法等の証明を得るものとする。
- (5) 堆肥を施用する場合、その堆肥に化学肥料を添加した時は、当該化学肥料由来の窒素保証成分量も算定する。
- (6) 育苗床での施肥について、化学肥料の使用量を算出する際は単位面積に留意すること。

2 防除関係

- (1) 化学合成農薬の使用回数は、栽培期間中に使用したカウント対象とする農薬の有効成分の延べ回数が基準値以下であること。
- (2) カウント対象とする農薬は、有機農産物の日本農林規格の別表2に掲げる農薬を除くものとする。
 - 1) 使用回数のカウント方法は、次のとおりとする。
 - ・栽培期間中、同じ農薬を何回か使用した場合は、その回数をカウントする。
 - ・複数の有効成分を含む農薬や、複数の農薬を混用して使用する場合は、それに含まれている有効成分毎にそれぞれを1回としてカウントし合計する。
 - 2) 植物成長調整剤はカウントの対象とし、着果促進剤などの植物成長調整剤で使用方法が局所的であり、その局所に重複せずに使用するものは、栽培期間を通じて1回とする。
 - 3) 非散布型農薬はカウントの対象とし、展張期間を通じて1回とする。
- (3) 展着剤は補助剤として扱われるため、カウント対象外とする。

1. 穀類の部

対象農産物		化学合成農薬 使用回数（成分 回数）	化学肥料使用量 （窒素成分 kg/10a）	適用品種	適用地域
品目名	作型等				
米	早期	9	3.5	コシヒカリ等	県内全域
	普通期	11	5.5	ヒヨクモチ・ ヒノヒカリ等	県内全域
麦類	小麦	4	7	シロガネコムギ等	県内全域
	大麦	4	5	あまぎ二条等	県内全域
大豆	秋大豆	5	0	フクユタカ・ むらゆたか等	県内全域

注1) 麦の後作として水稻を栽培する場合において、すき込んだ麦わらの分解促進のために施用する窒素成分（化学肥料由来）については、原則として麦わらのすき込み開始後3年間に限り、窒素成分2.5kg/10aを上限にカウントの対象から除くことができるものとする。ただし、『化学肥料使用せず』（認証分類A及びC）として登録を受ける場合には、この項の適用はできないものとする。

注2) 水稻については、「槽油かす」（茶実を原料にするものを含む）は、使用できないものとする。

2. 野菜の部

対象農産物			化学合成農薬 使用回数 （成分回数）	化学肥料使用量（窒 素成分 kg/10a）	適用品種	適用地域
品目名	作型等					
いちご	促成	土耕	23	12.5	全品種	県内全域
		高設	23	17.5	全品種	県内全域
なす	促成		30	35	全品種	県内全域
	夏秋		21	21	全品種	県内全域
きゅうり	促成	短期	17	21	全品種	県内全域
		長期	32	27.5	全品種	県内全域
	抑制		15	15.5	全品種	県内全域
	半促成	短期	16	17.5	全品種	県内全域
		長期	18	20	全品種	県内全域
	夏秋	短期	15	20	全品種	県内全域
長期		26	20	全品種	県内全域	
丸トマト	促成		30	19.5	全品種	県内全域
	抑制		19	12.5	全品種	県内全域
	夏秋		21	16	全品種	県内全域
ミニトマト	促成		30	19.5	全品種	県内全域
	抑制		19	14	全品種	県内全域
	夏秋		19	19.5	全品種	県内全域
メロン	抑制		5	4	全品種	県内全域
	半促成		7	7.5	全品種	県内全域
野菜ウリ	半促成		6	7.5	全品種	県内全域

こねぎ	春作型（播種時期3～4月）		1作当たり6	1作当たり6.0	全品種	県内全域
	夏秋作型（播種時期5～9月）		1作当たり5	1作当たり6.0	全品種	県内全域
	冬作型（播種時期10～2月）		1作当たり5	1作当たり8.5	全品種	県内全域
葉ねぎ	露地	春どり	1作当たり6	1作当たり12.5	全品種	県内全域
		夏どり				
	露地 秋冬どり		1作当たり5	1作当たり12.5	全品種	県内全域
アスパラガス	長期どり半促成 (2年生以降)		10	25	全品種	県内全域
はくさい	秋冬どり		3	15	全品種	県内全域
	春どり（トンネル）		5	15	全品種	県内全域
キャベツ	秋どり		6	12.5	全品種	県内全域
	冬どり		4	15.5	全品種	県内全域
	春どり		7	8	全品種	県内全域
レタス	秋どり		6	10	全品種	県内全域
	冬どり		5	9	全品種	県内全域
	春どり		6	10	全品種	県内全域
チンゲンサイ	周年		1作当たり3	1作当たり5.0	全品種	県内全域
こまつな	周年・雨よけ		1作当たり4	1作当たり3.5	全品種	県内全域
ほうれんそう	雨よけ	夏秋	1作当たり3	1作当たり7.5	全品種	県内全域
		冬春	1作当たり2	1作当たり7.5	全品種	県内全域
	露地	夏秋	1作当たり3	1作当たり10.0	全品種	県内全域
		冬春	1作当たり2	1作当たり10.0	全品種	県内全域
たまねぎ	トンネル		7	10	全品種	県内全域
	早生（マルチ）		14	10	全品種	県内全域
	早生（露地）		19	12	全品種	県内全域
	中晩生		23	12.5	全品種	県内全域
	冬どり		13	7.5	全品種	県内全域
えんどう	夏まき露地		7	3	全品種	県内全域
そらまめ	秋まき		3	3.5	全品種	県内全域
いんげん	ハウス抑制		5	10	全品種	県内全域
	露地（平坦部）		4	10	全品種	県内全域
	夏秋（中山間）		11	10	全品種	県内全域
ピーマン	夏秋（中山間）		14	20	全品種	県内全域
ブロッコリー	冬春どり		7	12.5	全品種	県内全域
にら	ハウス	1年目	9	17.5	全品種	県内全域
		2年目	6	17.5	全品種	県内全域
	雨よけ	1年目	9	17.5	全品種	県内全域
		2年目	3	17.5	全品種	県内全域
	露地	1年目	9	11.5	全品種	県内全域
		2年目	7	11.5	全品種	県内全域

れんこん	ハウス促成	2	8.5	全品種	県内全域
	普通	3	17.5	全品種	県内全域
かんしょ	早掘り	2	2.5	全品種	県内全域
	普通	3	2.5	全品種	県内全域
ばれいしょ	冬作・春作	4	9	全品種	県内全域
	秋作	5	10	全品種	県内全域
根深ねぎ	秋冬どり	5	12.5	全品種	県内全域
	春どり	6	12.5	全品種	県内全域
わけぎ	周年	1作当たり3	1作当たり10.0	全品種	県内全域
すいか	ハウス	8	10	全品種	県内全域
	露地	7	10	全品種	県内全域
かぼちゃ	普通	10	9.5	全品種	県内全域
にがうり	ハウス	9	18	全品種	県内全域
	露地	8	18	全品種	県内全域
にんにく	普通（黒マルチ）	4	11	全品種	県内全域
しょうが	普通	6	15	全品種	県内全域
さといも	普通（黒マルチ）	3	12.5	全品種	県内全域
スイートコーン	普通（黒マルチ）	4	16	全品種	県内全域
ダイコン	秋まき冬どり	4	10	全品種	県内全域
かぶ	秋まき冬どり	3	7	全品種	県内全域
にんじん	秋まき冬どり	4	11	全品種	県内全域
ベビーリーフ（たかな、こまつな、ロケット、ビート）	周年	1作当たり1	1作当たり2.5	全品種	県内全域
たかな	秋まき	3	15	全品種	県内全域
やまのいも （じねんじょ）	露地	5	15	全品種	県内全域
しそ	ハウス（年1作どり）	17	32.5	全品種	県内全域
	ハウス（年2作どり）	1作当たり10	1作当たり21.0	全品種	県内全域
ミズナ	周年（施設・雨よけ）	1作当たり4	1作当たり4.5	全品種	県内全域
	冬どり（露地）	3	10	全品種	県内全域
しゅんぎく	雨よけ	1作当たり4	1作当たり7.5	全品種	県内全域
	冬春どり（一斉収穫）				

注3）れんこんについては、「椿油かす」（茶実を原料にするものを含む）は、使用できないものとする。

注4）きゅうり夏秋（長期）は、定植時期が4/上～6/下頃で、収穫期間が4ヶ月以上の長期収穫型を示す。

注5）きゅうり半促成（短期）は、栽培期間2月～6月（目安）、収穫期間3ヶ月以内の作型を示し、それ以上の収穫期間の場合は、長期とする。

注6）きゅうり夏秋（短期）は、平坦地域で栽培期間6月～11月（目安）、収穫期間4ヶ月以内の作型を示す。なお、きゅうり夏秋（長期）は、中山間地域での栽培とする。

注7）たまねぎ早生（マルチ）はたまねぎ極早生作型を含める。

3. 果実の部

対象農産物		化学合成農薬 使用回数 (成分回数)	化学肥料使用量 (窒素成分 kg/10a)	適用品種	適用地域	
品目名	作型等					
温州みかん	露地	極早生	10	10	全品種	県内全域
		早生	10	10	全品種	県内全域
		普通	10	12	全品種	県内全域
ハウスみかん	超早期加温型		7	6	全品種	県内全域
	早期加温型		7	7	全品種	県内全域
	後期加温型		7	9	全品種	県内全域
中晩生柑きつ	露地		11	15	全品種	県内全域
	ハウス		7	15	全品種	県内全域
日本なし	露地・トンネル		17	15	全品種	県内全域
	ハウス		11	15	全品種	県内全域
ぶどう	露地		7	4	全品種	県内全域
	ハウス		6	4	全品種	県内全域
かき			6	10	全品種	県内全域
モモ	露地		10	5	全品種	県内全域
	ハウス		7	5	全品種	県内全域
スモモ	露地		6	7	全品種	県内全域
	ハウス		4	7	全品種	県内全域
うめ			6	6	全品種	県内全域
くり			2	6	全品種	県内全域
びわ			2	10	全品種	県内全域
キウイフルーツ			5	10	全品種	県内全域
イチジク			5	6	全品種	県内全域
キンカン	ハウス		10	15	全品種	県内全域
マンゴー	ハウス		6	9.5	全品種	県内全域
レモン	露地		8	15	全品種	県内全域
	ハウス		7	15	全品種	県内全域
ライム	露地		8	15	全品種	県内全域
ユズ	露地		7	15	全品種	県内全域
キノス	露地		7	15	全品種	県内全域
ブルーベリー	露地		3	4.5	全品種	県内全域

注7) ハウスみかんの超早期加温型は4～6月出荷、早期加温型は6月下旬～8月中旬出荷、後期加温型は8月下旬以降出荷を指す。

4. 特用作物の部

対象作物		化学合成農薬 使用回数 (成分回数)	化学肥料使用量 (窒素成分 kg/10a)	適用品種	適用地域
品目名	作型等				
茶		7	25	全品種	県内全域

【県慣行基準の追加設定及び検証・見直しの手続きについて】

1. 追加設定手続き

- (1) 農林事務所地域農業振興センター普及課は、県慣行基準の追加設定を要望する生産者等がある場合は、品目及び作型を明らかにしたうえで、別紙様式第13号により、農業経営課へ報告する。
 - (2) 農業経営課は、農業技術防除センターや九州農政局等と調整し、次の項目を検討したうえで、要望品目及び作型の県慣行基準の策定の可否を決定する。
 - ① 既存の品目及び作型では、栽培実態に合わないなど適用することができず、新たな設定が必要であるもの
 - ② 設定した品目及び作型により、特別栽培農産物表示制度の取組要望があるもの
 - ③ 同じ品目及び作型での栽培が、県内に3事例以上あること
 - ④ 県内、他の都道府県及び種苗メーカー等から、計5事例以上の栽培管理体系等に関する資料等が入手でき、一般的な栽培方法が判断できること
- ※ 県慣行基準は、商品名でなく正式な作物名で設定を行う必要がある(登録農薬の適正使用のため)
- (3) 農業経営課は、農業技術防除センターと協議のうえ、現地の実態調査を行う産地(3事例以上)を選定し、該当する農林事務所地域農業振興センター普及課に別紙様式第14号により照会する。
 - (4) 農林事務所地域農業振興センター普及課は、別紙様式第14号により産地の実態調査を行い農業経営課に報告する。実態調査は現地栽培歴等を基本とするが、栽培歴等がない場合は、農家の聞き取り調査を行う。なお、調査対象は地域の標準的な施肥・防除を行う農家1件以上とすること。
 - (5) 農業経営課は、施肥防除のてびき、他都道府県の慣行基準等を参考にしながら、実態調査の結果について検討し、県慣行基準(案)を作成する。
- また、必要に応じ、農業技術防除センター、農業関係試験研究機関及び農林事務所地域農業振興センター普及課等で構成する検討会を開催する。

2. 検証・見直し手続き

- (1) 農林事務所地域農業振興センター普及課は、県慣行基準が設定されている既存の品目及び作型において、産地での慣行基準が変化している場合は、別紙様式第15号により、農業経営課に報告する。
 - (2) 農業経営課は、農業技術防除センターと調整し、慣行基準の検証・見直しを行う作物及び作型を決定する。
 - (3) 農業経営課は、農業技術防除センターと協議のうえ、現地の実態調査を行う産地(3事例以上)を選定し、該当する農林事務所地域農業振興センター普及課に別紙様式第15号により照会する。
 - (4) 農林事務所地域農業振興センター普及課は、別紙様式第15号により産地の実態調査を行い、農業経営課に報告する。実態調査は現地栽培歴等を基本とするが、栽培歴等がない場合は、農家の聞き取り調査を行う。なお、調査対象は地域の標準的な施肥・防除を行う農家1件以上とすること。
 - (5) 農業経営課は、施肥防除のてびき、他都道府県の慣行基準等を参考にしながら、実態調査の結果について次の項目を検討し、県慣行基準を作成する。
- また、必要に応じ、農業技術防除センター、農業関係試験研究機関及び農林事務所地域農業振興センター普及課等で構成する検討会を開催する。
- ① 慣行基準の変化の傾向が県内の品目及び作型で見られており、一部の産地だけの変化ではないこと
 - ② 特に、回数等が増加する場合、栽培方法の変更や新たな難防除害虫の発生など、客観的に説明できる理由があること
 - ③ 新技術や病害虫発生低減装置等の普及など、回数等の減少分も踏まえること

3. 慣行基準の策定・公表

農業経営課は、特別栽培農産物表示要領の一部改正を行い、講習会やホームページ等を用い、生産者等に周知する。

申請時期の目安

対象農産物の申請時期の目安を下表のとおりとするので、この時期を目安に申請するものとする。

なお、地域により栽培体系が異なる場合は、当該地域の栽培体系に合わせて申請するものとする。

1. 野菜の部

対象農産物		適用品種	申請月	
品目名	作型等			
いちご	促成	土耕	全品種	7月
		高設	全品種	7月
なす	促成	全品種	7月	
	夏秋	全品種	2月	
きゅうり	促成	短期	全品種	7月
		長期	全品種	7月
	抑制		全品種	5月
	半促成	短期	全品種	10月
		長期	全品種	10月
	夏秋	短期	全品種	4月
長期		全品種	4月	
丸トマト	促成		全品種	7月
	抑制		全品種	5月
	夏秋		全品種	4月
ミニトマト	促成		全品種	7月
	抑制		全品種	5月
	夏秋		全品種	4月
メロン	抑制		全品種	7月
	半促成		全品種	10月
野菜ウリ	半促成		全品種	2月
こねぎ	春作型（播種時期3～4月）		全品種	2月
	夏秋作型（播種時期5～9月）		全品種	4月
	冬作型（播種時期10～2月）		全品種	7月
葉ねぎ	露地	春どり	全品種	10月
		夏どり	全品種	2月
	露地 秋冬どり		全品種	5月
アスパラガス	長期どり半促成		全品種	収穫前年10月
はくさい	秋冬どり		全品種	7月
	春どり（トンネル）		全品種	10月

キャベツ	秋どり		全品種	7月
	冬どり		全品種	7月
	春どり		全品種	10月
レタス	秋どり		全品種	7月
	冬どり		全品種	7月
	春どり		全品種	10月
チンゲンサイ	周年		全品種	7月
こまつな	周年		全品種	7月
ほうれんそう	雨よけ	夏秋	全品種	2月
		冬春	全品種	10月
	露地	夏秋	全品種	2月
		冬春	全品種	10月
たまねぎ	トンネル		全品種	7月
	早生		全品種	7月
	中晩生		全品種	7月
	冬どり		全品種	7月
えんどう	夏まき露地		全品種	5月
そらまめ	秋まき		全品種	7月
いんげん	ハウス抑制		全品種	7月
	露地（平坦部）		全品種	2月
	夏秋（中山間）		全品種	4月
ピーマン	夏秋（中山間）		全品種	2月
ブロッコリー	冬春どり		全品種	7月
にら	ハウス		全品種	4月
	雨よけ		全品種	2月
	露地		全品種	4月
れんこん	ハウス促成		全品種	2月
	普通		全品種	2月
かんしょ	早掘り		全品種	2月
	普通		全品種	4月
ばれいしょ	冬作・春作		全品種	10月
	秋作		全品種	7月
根深ねぎ	秋冬どり		全品種	4月
	春どり		全品種	10月
わけぎ	周年		全品種	2月
すいか	ハウス		全品種	10月
	露地		全品種	4月
かぼちゃ	普通		全品種	4月

にがうり	ハウス	全品種	2月	
	露地	全品種	4月	
にんにく	普通（黒マルチ）	全品種	7月	
しょうが	普通	全品種	2月	
さといも	普通（黒マルチ）	全品種	2月	
スイートコーン	普通（黒マルチ）	全品種	2月	
ダイコン	秋まき冬どり	全品種	7月	
かぶ	秋まき冬どり	全品種	7月	
にんじん	秋まき冬どり	全品種	7月	
ベビーリーフ	周年		2月	
たかな	秋まき	全品種	7月	
やまのいも（じねんじょ）	露地	全品種	2月	
しそ	ハウス（年1作どり）	全品種	2月	
	ハウス（年2作どり）	全品種	2月	
ミズナ	周年（施設・雨よけ）	全品種	2月	
	冬どり（露地）	全品種	7月	
しゅんぎく	雨よけ	冬春どり（一斉収穫）	全品種	7月

2. 果実の部

対象農産物		適用品種	申請月	
品目名	作型等			
温州みかん	露地	極早生	全品種	7月
		早生	全品種	7月
		普通	全品種	7月
ハウスみかん	超早期加温型		全品種	2月
	早期加温型		全品種	4月
	後期加温型		全品種	7月
中晩生柑きつ	露地	全品種	10月	
	ハウス	全品種	10月	
日本なし	露地・トンネル	全品種	7月	
	ハウス	全品種	5月	
ぶどう	露地	全品種	7月	
	ハウス	全品種	5月	
かき		全品種	7月	

モモ	露地	全品種	5月
	ハウス	全品種	4月
スモモ	露地	全品種	4月
	ハウス	全品種	4月
うめ		全品種	4月
くり		全品種	7月
びわ		全品種	4月
キウイフルーツ		全品種	7月
イチジク		全品種	7月
キンカン	ハウス	全品種	10月
マンゴー	ハウス	全品種	4月
レモン		全品種	7月
ライム		全品種	7月
ユズ		全品種	7月
キノス		全品種	7月
ブルーベリー		全品種	4月

注) 申請は前作の収穫終了1か月前までとする。

3. 特用作物の部

対象農産物		適用品種	申請月
品目名	作型等		
茶		全品種	収穫前年7月

注) 申請は前作の収穫終了1か月前までとする。